第５回北海道人権施策推進懇談会　議事録

１　開催日時

令和８年（2026 年）１月 29 日（木）　10:00～

２　開催場所

かでる２・７　940 研修室

３　出席者

（構成員：五十音順）

札幌弁護士会　人権擁護委員会委員	伊藤　絢子
北海道小学校長会事務局幹事　札幌市立東山小学校校長	片山　俊明
北海道新聞執行役員　みらい教育推進室長	斉川　誠太郎
北海道社会保険労務士会副会長	新堀　裕幸
NPO 法人北海道ﾚｲﾝﾎﾞｰ･ﾘｿｰｽｾﾝﾀｰ L-Port 代表理事	中谷　衣里
北海学園大学法務特任教授　北海道大学名誉教授	松久　三四彦

（事務局）

環境生活部くらし安全局	局長	髙木　順一
環境生活部くらし安全局道民生活課	課長	家山　正吾
	課長補佐	三宮　賢豊
	係長	中村　由紀
	主任	鳥井　恭吾

１．開　　会

〇事務局（家山課長）　皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中をお集りいただきまして、ありがとうございます。

私は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課長の家山です。よろしくお願いいたします。

第５回北海道人権施策推進懇談会を始めさせていただきます。

初めに、開会に当たり、くらし安全局長の髙木からご挨拶を申し上げます。

〇髙木くらし安全局長　くらし安全局長の髙木でございます。

皆様、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、大雪で道路状況も悪い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

北海道人権施策推進基本方針の改定に当たりましては、これまで皆様から様々なご意見をいただきまして、昨年に素案をまとめて、この素案をパブリックコメント、市町村、関係団体に意見照会をしてご意見を聴取してきたところでございます。

本日は、パブリックコメントや団体等からのご意見、また皆様からいただいたご意見も踏まえまして、第３次基本方針案（案）を取りまとめましたので、事務局からご説明させていただきたいと思っております。

昨年７月から開催してまいりました本懇談会も今回が最終回の予定ですが、本日も皆様方から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇事務局（家山課長）　議事に入ります前に、お配りしております資料の確認をいたします。

〇事務局（中村係長）　会議資料次第の下に配付資料一覧の記載があります。本日は資料１から資料４をお配りしております。

まず、資料１は北海道人権施策推進基本方針（第３次）案（案）、資料２はパブリックコメントの意見募集結果の案、資料３は第４回懇談会で構成員の皆様からいただきましたご意見への対応状況、資料４は基本方針（第３次）案（案）の新旧対照表です。

〇事務局（家山課長）　本日は、北海道人権擁護委員連合会の田端綾子様が業務の都合によりご欠席されておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入りますが、ここからの進行は松久座長にお願いします。よろしくお願いいたします。

２．議　　事

〇松久座長　松久でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事（１）北海道人権施策推進基本方針（第３次）案（案）について、事務局から説明

をお願いいたします。

〇事務局（三宮課長補佐）　北海道環境生活部くらし安全局道民生活課の三宮です。

議事１、北海道人権施策推進基本方針（第３次）案（案）についてご説明させていただきます。

説明は、資料１の北海道人権施策推進基本方針（第３次）案（案）、資料２の北海道人権施策推進基本方針（第３次）素案についての意見募集結果（案）、資料３の第４回北海道人権施策推進懇談会におけるご意見と対応状況を用いながら進めさせていただきます。

なお、資料１の赤字は修文をしているところです。

また、資料４については、現行の第２次基本方針と今回の案（案）との新旧対照表となっております。今回、この資料の説明は省略させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、資料１の北海道人権施策推進基本方針（第３次）案（案）をご覧ください。

まず、素案段階でこの基本方針と並行して関連計画等の見直しが行われていたアイヌの人々、外国人の分野について修文等を行っています。

まず、６のアイヌの人々ですが、資料１の26ページから28ページです。

項目名は、これまでは「アイヌの人たち」という表現でしたが、近年の用語の使用状況としては「人々」を使っているということなので、そのように変更しています。

内容につきましては、現状、これまでの取組、課題、施策の展開方向について、現在、見直しを行っている北海道アイヌ政策推進方策との整合性を取った内容に修文しています。

27ページの施策の展開方向（１）の三つ目のポツは新規のものとなりまして、ＳＮＳによる誹謗中傷等への対応の方向性を新たに記載しております。

次に、７の外国人ですが、28ページから30ページです。

現状、これまでの取組、施策の展開方向について、共生社会に関する文言を追記した形で修文しております。

また、議会において、施策の展開方向の１に「ヘイトスピーチ」と明記しておりまして、これは課題にもしっかり明記すべきではないかという議論がありましたので、それを踏まえて、課題のほうにも「ヘイトスピーチを含め」という形で明記しています。

また、全体的な構成ですが、前回まで添付できていなかった参考資料を追加しております。これは第２次基本方針にも添付していまして、世界人権宣言や憲法など変更のないものはそのままですが、国の基本計画や道民意識調査、用語解説などは内容を更新して添付しようと考えております。

次に、パブリックコメントの実施結果に入ります。

資料２をご用意ください。

意見募集につきましては、昨年の11月26日から12月26日までの期間で行いまして、こども２人を含む４人から延べ９件のご意見がありました。

意見に対する道の考え方の区分と振り分けですが、Ａの意見を受けて案を修正したもの

が３件、Ｂの案と意見の趣旨が同様と考えられるものが２件、Ｃの案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするものが１件、Ｄの案に取り入れなかったものが１件、Ｅの案の内容についての質問等が２件で計９件となっています。

それでは、意見に対する道の考え方、案への反映状況等をご報告します。

まず、資料１の９ページと資料２の１ページの真ん中辺りの意見の概要の一つ目の丸をご覧ください。

第２章、１の各分野に横断的な人権課題（インターネットによる人権侵害）について、インターネット上に書き込まれた人権侵害情報に対する削除要請への対応は要請を受けたプロバイダーが行うものなので、「削除要請に速やかに対応する」を「削除要請を行うなど速やかに対応する」と修正すべきというご意見がありました。

これを受けまして、資料の９ページの課題の最後の行ですが、「削除要請など、速やかに対応する」と修文しております。

次に、二つ目の丸ですが、第２章、３のこどもの現状について、少子化や核家族化による家庭の養育能力や教育力の低下、地域社会とのつながりの希薄化の原因は、少子化や核家族化だけではなく、経済の悪化、プライバシー意識の高まりなど、社会構造の変化による要因も考えられるので、実態に即した記載にすべきというご意見がありました。

これを受けまして、資料１の13ページの現状の３行目の「しかし」以降に、情報化など社会構造の急激な変化により、人々の価値観や生活様式が多様化していること、ＳＮＳに起因するトラブルなどという文言の追記を考えています。

次に、三つ目の丸です。

第２章、４の高齢者の施策の展開方向の（４）高齢者の生活支援サービスの充実についてですが、障がいのある人やこどもを含めた虐待について記載されているが、本項目と異なる内容ではないかとのご質問がありました。

ご質問の箇所は、資料１の21ページ（４）高齢者の生活支援サービスの充実の三つ目のポツになります。

このご質問に対して、道としては、虐待や孤立死等への対応については、高齢者施策をはじめ、障がい者・子ども施策などが分野横断的に取り組む地域福祉の課題であるので、他の施策との連携を図りながら、生活支援サービスの充実に向けた施策を推進していくという趣旨で記載しているとの回答を考えております。

次に、資料２の２ページです。

一つ目の丸ですが、第２章、５の障がいのある人の課題についてのところで、「住み慣れた地域で」と地域を限定されているが、仕事や学業の都合で住み慣れていない地域に転居する方もいると思うので、この記載は削除すべきとのご意見をいただきました。

ご意見の箇所は、資料１の23ページの課題の１行目ですが、このご意見に対して、道としては、第１期ほっかいどう障がい福祉プランに基づき、障がいのある人が道内のどの地域であっても住み慣れた地域で暮らしたいという希望がかなうよう支援体制の整備等に取

り組んでいることから、「住み慣れた地域で」という表現は残しまして、案のとおりとする考えです。

次に、二つ目の丸の第２章、６のアイヌの人たちのこれまでの取組のところですが、「北海道ウタリ協会」など、「ウタリ」というのは古い名称なので、現在のものにすべきというご意見がありました。

資料１の26ページのこれまでの取組の４段落目になりますが、「社団法人北海道ウタリ協会」の後に括弧をして「（現在の公益社団法人北海道アイヌ協会）」と現在の名称を追記しています。同じく、最後の段落の「北海道ウタリ生活実態調査」を「北海道アイヌ生活実態調査」への修文を考えております。

次に、三つ目の丸、第２章、９の犯罪被害者等の現状についてですが、「高齢者が被害に遭いやすい」との記載がありますが、高齢者に限らず被害が見受けられるので、記載に誤りはないかとのご質問がありました。

ご質問の箇所は、資料１の33ページの現状の３段落目になります。

このご質問に対して、道としては、内閣府が公表している令和７年版の高齢社会白書において、「高齢者の被害が多いため、高齢者が被害に遭いやすい」との記述がありますので、これを根拠にしているという回答を考えております。

次に、四つ目の丸ですが、第２章、11の性的マイノリティについてです。

道では、性的マイノリティのカップルの関係性を自治体が認証するパートナーシップが導入されていない。この制度は、性的マイノリティ当事者の人権を守る第一歩になるため、道が主体性を持ってパートナーシップ制度の導入を明記すべきとのご意見がありました。

ご意見の箇所は、資料１の38ページの施策の展開方向全体に関わると考えますが、基本方針は今後の道政における人権施策の考え方を示しているものであることから、具体的な取組であるパートナーシップ制度については今後の施策の参考とさせていただく考えであるという回答を考えております。

次に、資料２の３ページの一つ目と二つ目の丸です。

こども向けパブリックコメントでのご意見ですが、設問において、人権を守るためにはどうしたらよいかとの質問をしたところ、「誰かに相談する」「女だからとか男だからとか外国人、障がいがあるからと言って差別などをしたりしないで生活をする」との回答がございまして、こうしたコメントは、現在、見直しを行っている我々の基本方針と同様の方向性であると考えております。

続いて、前回の懇談会でいただいたご意見とその対応状況です。

資料３をご用意ください。

ナンバー①から順にご報告します。

まず、ナンバー①で、各分野に横断的な人権課題（インターネットによる人権侵害）の分野になりますが、田端弁護士からの人権侵犯事件数については、法務省が実施しているので、それを表記したほうがいいのではないかというご意見を受けまして、資料１の７ペ

ージの現状の最後の段落になりますが、「法務省がまとめた」と追記させていただいております。

次に、ナンバー②のこどもの分野になりますが、伊藤弁護士からの社会的養育を必要とする子どもへの支援内容の拡充も必要というご意見を受けまして、資料１の18ページの（６）社会的養育を必要とするこどもへの支援の拡充の項目の二つ目のポツとして、こどもへの支援内容の拡充を新たに加えております。

次に、ナンバー③のＨＩＶ・ハンセン病等の感染者等の分野になりますが、伊藤弁護士からの歴史を踏まえた記載とする必要があるとのご意見を受けまして、資料１の32ページの課題の３段落目に、「歴史的事実や政策の過ちを語り継ぐこと、わかりやすく効果的な啓発活動が重要であること」を追記させていただきました。

次に、ナンバー④ですが、伊藤弁護士から同分野で、素案の施策の展開方向に感染者・回復者の自立の記載がないので、「今後の支援」という表題にしてはどうかというご意見を受けまして、資料１の33ページの施策の展開方向の項目（３）を「自立・社会参加への支援」から「ＨＩＶ感染者／エイズ患者、ハンセン病回復者等に対する支援の推進」に修正させていただきました。

次に、ナンバー⑤の様々な人権課題（３）災害に伴う人権問題になりますが、中谷代表理事から、社会的にマイノリティの立場にある方々は、日常生活においても周縁化され、災害時では困りごとや差別がさらに深くなったり、見えにくくなったりすることなどの実情を追記していただきたいとのご意見を受けまして、資料１の40ページの１段落目に、「災害時は、困難を抱えやすい方々の状況が見えにくく、より困難が深まる恐れがある」と追記させていただきました。

以上のとおり、分野ごとの修文やパブリックコメント、第４回懇談会の意見を反映させて、議会への報告前の案の（案）としました。

私からの説明は以上です。

○松久座長　ただいまの事務局からの説明について、ご意見やご質問等があればお願いいたします。

○斉川委員　今さらなのですけれども、資料１の中で見落としていた部分がありました。

32ページのＨＩＶの施策の展開方向のポツの二つ目ですが、「ＨＩＶ感染症については、関係機関の連携の下、健康教育の一貫として、他の性感染症予防も含め、具体的な知識や情報提供とともに」とあるのですが、これをすんなり読むとＨＩＶ感染症が性感染症とイコールに読めてしまうと思います。薬害エイズということもありますので、「他の性感染症予防も含め」という文言をすっぱり落としても意味が通じるのではないかと思いました。ご検討いただければと思います。

○松久座長　ただいまのご意見に対して、事務局から何かございますか。

○事務局（三宮課長補佐）　この部分につきましては、おっしゃるとおり薬害エイズということもありますので、所管している保健福祉部に確認し、削除できないかどうかも含め

て相談したいと思います。（対応状況は、P11「補足資料　第５回北海道人権施策推進懇談会における御意見と対応状況」を参照）

○松久座長　ほかにございませんか。

○中谷委員　資料２のパブリックコメントですが、２ページの三つ目の丸の犯罪被害者等の現状についてです。

内閣府の白書の特殊詐欺被害の７割弱が65歳以上というところは「高齢者が被害に遭いやすい」という書き方でいいと思いますが、「ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害者の４割が60歳以上」というところは、60歳以上の方の割合が過半数を満たしていないと思ったのです。私は警察庁の統計のデータを見たことがないので、ご質問も兼ねてですが、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害者の残りの６割は10代から50代まで年齢が分散されているのか、それとも、どこかに偏っているのか、何かお分かりのことがあれば教えてください。

○事務局（中村係長）　今、手元に資料がないので、後ほど回答させていただきます。

○事務局（高木くらし安全局長）　警察庁の統計の書きぶりをそのまま踏襲していると思いますが、調べて報告いたします。

60歳以上といっても、65歳も70歳もということですから、そこを一まとめで多いというのはどうかというところですね。

○中谷委員　６割であれば、過半数に達しているので、「高齢者が被害に遭いやすい」という言い方でも通ると思いますが、４割というのは遭いやすいと言える割合なのかというところが気になりました。

小さな疑問なので、無理に変えてくださいと申し上げるものではないのですが、後ほど結果を教えていただけたらと思います。

○事務局（高木くらし安全局長）　いずれにしても、その辺のデータをお示ししまして、結果、変わらないかもしれませんが、皆様にご報告したいと思います。（対応状況は、P11「補足資料　第５回北海道人権施策推進懇談会における御意見と対応状況」」を参照）

○松久座長　ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久座長　ないようですので、次に進みます。

次に、（２）その他について、事務局から何かございませんか。

○事務局（中村係長）　今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日いただきましたご意見、また、先ほどのご質問については、後ほどご回答させていただきます。また、本日のご意見を参考に、庁内で調整の上、事務局において第３次案を作成しまして、来月開会します第１回定例道議会への報告を予定しております。

その後、今年度末を目途に、庁内組織である北海道人権施策推進本部において決定したいと考えております。

なお、本日の議事の内容につきましては、当課のホームページで公表しますので、後日、議事録の確認についてもご連絡させていただきます。

お忙しいところを大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○松久座長　最後に、全体を通して質問などはありませんか。

○片山委員　先ほどお聞きすればよかったのかもしれないですが、今回の改定の中で「こども」という表記が平仮名になっています。それに関連して、前回、弁護士の伊藤先生からありました18歳が過ぎた後の継続的な支援の項目も追加していただいています。

平仮名の「こども」の定義は、こども家庭庁で令和５年度に変えた、切れ目のない、18歳とか20歳で切らないという精神を酌んで改定されたのかなと受け取っていました。

学校の現場でも、18歳以降もいろいろな支援が必要な子どもたちの状況が耳に入ってきますので、今回、第２章の３番では追記していただいているのですけれども、今後も切れ目のない支援を大事にしていくというふうに勝手に解釈していたのですが、平仮名の「こども」の表記は非常にいいのではないかと思っていました。

文部科学省は「子供」という表記なのですが、今回、こども家庭庁に合わせて「こども」としているのにはそういう意味があるのかなと感じています。

ちなみに、札幌市での表記は「子ども」です。

解釈によって使い方を変えているので、平仮名の「こども」というのはインパクトがあったと思いましたし、切れ目ない支援というところにひもづいているのであれば大変ありがたいと感じました。

○事務局（三宮課長補佐）　ご説明までしていただきまして、ありがとうございます。

我々も、今回の見直しに当たりまして、担当の保健福祉部子ども政策局と相談しまして、今まで北海道も「子ども」という表記だったのですが、名詞として「子ども」としているのはそのままですけれども、記述の中では「こども」で統一していこうということになりましたので、この中でもそのように変えさせていただきました。

○松久座長　ほかにございませんか。

○伊藤委員　いろいろとご尽力をいただきまして、ありがとうございました。

今回の基本方針は、非常に分野横断的に様々な意見が反映された方針案（案）になったのではないかと思います。具体的施策にぜひ活かしていただいて、この基本方針が描くような社会に一歩でも近づけていけたらと思います。

○松久座長　ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久座長　それでは、以上で本日予定していた議事は全て終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

○事務局（家山課長）　松久座長、ありがとうございました。

それでは、本日の懇談会が最後と考えておりますので、皆様より一言ずつお願いしたいと思います。

○松久座長　2021年度策定の第２次基本方針は、当時、大変よくできていると思いました。ですから、今回、これを見直して充実したものにする余地はどれほどあるのだろうかと思

っておりましたが、委員の皆様から適切な多くのご意見を、またパブリックコメントから貴重なご意見をいただき、私自身、大変勉強になりました。

また、見直しの基礎作業やこれらのご意見を基本方針（案）に反映させるのは、種々吟味の上での加筆、修正、資料作成など、複雑で時間を要する作業ですが、これを見事に果たされました事務局の皆様方には心から敬服しております。

改定された第３次基本方針により、これからの５年間、北海道の人権施策が着実に推進されることを心から願っております。

どうもありがとうございました。

○片山委員　いろいろな分野にわたって細かい改定をしていただきまして、ありがとうございます。

学校教育に携わる立場から申し上げますと、第２章を筆頭に、横断的な人権課題として、ネットに関わるものは、学校はとかく、その問題に関しては生徒指導上の問題として扱うことが多かったのですが、道全体でそれが人権に関わる問題として定義していただいているので、家庭との連携であったり、教育の現場で外部の講師を招くに当たってもそれがしっかりした根拠になると思いますので、今後、家庭との連携がしやすくなるなと考えております。

私も、読ませていただいて、いろいろな分野について非常に勉強になりました。

改定について、準備を含めて本当にお疲れさまでした。

ありがとうございました。

○伊藤委員　先ほども述べさせていただきましたけれども、人権というのは、まず問題に着目するということに加えて、常に新しい時代に即した課題が発生してまいりますので、その課題を具体的な施策に基づいて解決する着実な歩みが必要と思います。

今回の基本方針に基づいて、具体的な施策、そして、その運用が充実されることを期待したいと思います。

今回、基本方針案の作成に関わらせていただきまして、大変勉強させていただきました。ありがとうございました。

○新堀副会長　私ども社会保険労務士は、労働法制、社会保障の法制に関する施策と非常に親和性があるのですけれども、今回、ここに出席させていただいて、人権というものにはいろいろな切り口があると思いました。私どもは、日頃、ビジネスと人権というふうにお話をしていますけれども、職場に至るところの生活環境も含めていろいろな人権があるということを踏まえて、今後の実務に生かしていきたいと思います。

勉強になりました。ありがとうございました。

○斉川委員　５年前に比べまして、インターネットを通したいじめや外国人に対するヘイトスピーチの状況が非常に深刻化していると思っております。

それに対して、この基本方針は非常に筋の通った対処方針を示されていると思いますので、先ほど伊藤委員からもありましたように、ぜひ、道としても、これを正面に掲げて対

処していただければと思っております。
どうもお疲れさまでした。
○中谷委員　皆様、５回にわたって、本当にありがとうございました。
すごく細やかに書類等のやり取りをさせていただいて、私も、事前に目を通した上で、毎回、安心して懇談会に臨めました。事務局の皆様には、ありがたく思っております。
ほかの委員の皆様もおっしゃっていましたが、この５年間の時代の変化や環境の変化を踏まえて、時代に即した人権施策推進基本方針ができるなと思いますし、私も委員に参画させていただいて、とても喜ばしい気持ちでおります。
今後も、この基本方針をもって、道として人権課題にしっかりアプローチしていただくことを願っております。
今回、私は、性的マイノリティの当事者支援団体の代表として参加させていただきましたが、性的マイノリティの人権課題という分野で言うと、立法を含めて国の取組は遅々として進んでいない状況の中で、自治体が人権課題として捉えて施策をしっかり進めていただけるということを､私も性的マイノリティ当事者の一人としてすごく期待していますし、それが住みやすい北海道につながっていくと思っております。
性的マイノリティの分野で言うと、北海道ではまだパートナーシップ制度が導入されていませんが、私も推進のために活動していこうと考えておりますので、北海道もぜひ取組を進められて、今後もご一緒する機会を楽しみにするとともに、北海道としての基本方針の策定と推進に期待しております。
本日はありがとうございました。
○事務局（家山課長）　皆様、どうもありがとうございました。

３．閉　　会

○事務局（家山課長）　それでは、閉会に当たりまして、局長の髙木からご挨拶を申し上げます。
○髙木くらし安全局長　約７か月間にわたり、基本方針の改定に向けて、多くの皆様からの貴重なご意見をいただきましたことにお礼を申し上げます。
先ほど担当からも申し上げたように、今回の案（案）から、本日いただいたご意見も踏まえた案を２月の道議会第１回定例会に報告し、その中でもご議論をいただいて、成案になります。
残念ながら、人権をないがしろにするような行為や言動は、時代とともに変化はしているのですけれども、なくなっておりません。皆様からもお話がありましたように、今回の基本方針は、北海道が向かうべき方向性を表す指針ですので、これを基に具体的な施策を実施していくことが重要になると思っております。ただ、道庁だけが頑張ればいいということではなく、地域の方、企業の方、学校など、様々なところにご協力をあおがなければいけないと思っております。

国では、ネットに関しては情報流通プラットフォーム対処法や、ＬＧＢＴに関しては理解増進法など、いろいろ取り組んでおりますけれども、具体的なところがなかなか進んでいかないという状況にありますが、我々としては、本当にできるところからやっていきたいと思っております。

皆様方には、この基本方針改定後も引き続き道の人権施策の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○事務局（家山課長）　それでは、以上をもちまして本日の懇談会を終了いたします。

お忙しい中をご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

以　　上

補足資料

第５回北海道人権施策推進懇談会における御意見と対応状況

No.	区分	発言者	意見要旨	対応状況 （部課名）
①	○資料１　P32 「８ ＨＩＶ・ハンセン病等の感染者等」 【施策の展開方向】(1) 教育・啓発活動の推進	斉川氏	「・ＨＩＶ感染症については、関係機関の連携の下、健康教育の一環として、他の性感染症予防も含め、具体的な知識や情報提供とともに、互いの健康や権利の尊重など総合的な視点から啓発に努めます。」の記載について、ＨＩＶ感染症は、薬害エイズ問題もあったことから、性感染症とイコールだという誤解を生まないよう「他の性感染症予防も含め、」を削除してはどうか。	【施策の展開方向】(1) 教育・啓発活動の推進の２つ目は、「性に関する重要な事柄の一つとして、ＨＩＶ／エイズに関する知識の普及啓発を行うことが重要」という課題を踏まえて記載しており、「健康教育の一環として」HIV 感染症の新規感染を予防するための啓発を想定しています。 なお、エイズと性感染症は、感染経路、発生の予防方法、まん延の防止対策等において関連が深いため、「他の性感染症予防も含めて、」という文言は原文のままとしたいと考えます。 また、ご意見のとおり、薬害エイズ問題もあったことも踏まえて、施策の展開方向の１つ目において、HIV 感染症が性感染症とイコールだという誤解を生まないよう、「正しい知識の普及啓発に努める」としています。 （保健福祉部感染症対策課）
②	○資料２　「北海道人権施策推進基本方針（第３次）素案についての意見募集結果（案）」Ｐ２ 第２章「９ 犯罪被害者等」【現状】について	中谷氏	「高齢者が被害に遭いやすい」との記載があるが、高齢者に限らず被害があるように見受けられる。記載に誤りはないか。」という意見に対する「道の考え方」で、「「特殊詐欺の被害者の７割弱が 65 歳以上であり、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害者の約４割が 60 歳以上と高齢者の被害が多い」ため、「高齢者が被害に遭いやすい」としている。 「ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害者の約４割が 60 歳以上」では、60 歳以上が過半数になっていない。残り６割は、10 代から 50 代まで年代が分散されているのか。	警察庁統計によると、高齢者が被害に遭いやすいのは、特殊詐欺であることから、「道の考え方」の記述を以下のとおり修文するほか、区分をＥからＡに変更します。 「警察庁統計によると、高齢者が被害に遭いやすいのは、特殊詐欺であることから、「高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺のほか、SNS 型投資・ロマンス詐欺が後を絶たない状況」に修文します。」 （環境生活部道民生活課）